

令和4年7月1日

各 部 長  
首 席 監 察 官 殿  
各 所 属 長

生 活 安 全 部 長

被害少年に対する継続的支援の実施について（通達）

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第36条第2項に規定する継続的な支援（以下「継続的支援」という。）については、三重県少年警察活動に関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。）及び「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」（令和4年7月1日付け少発第276号）等に基づき、推進されているところであるが、今般、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）の制定に伴い、訓令が改正されたことを踏まえて、下記の実施要領等に基づき実施することとしたので、組織的かつ効果的な活動に努められたい。

## 記

## 1 被害少年の連絡

警察署及び警察本部の捜査担当課（以下「警察署等」という。）の長（以下「警察署長等」という。）は、次の被害少年を認知した場合には、「被害少年発見報告書」（様式第1）により、少年課長に速やかに連絡するものとする。ただし、初期段階の必要な支援として措置された場合（措置する方針で対応している場合を含む。）及び犯罪被害者支援部門が主体的に支援を行う場合には、連絡を要しないものとする。

- (1) 「被害者連絡実施要領の適正な運用について（通達）」（令和3年3月29日付け刑企発第150号）において規定されている身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件（以下「連絡対象事件」という。）の被害少年
- (2) 規則第37条に基づく福祉犯の被害少年
- (3) 上記連絡対象事件・福祉犯以外の犯罪被害のほか、犯罪行為には当たらない児童虐待や学校におけるいじめ等少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年

## 2 対象少年の指定等

- (1) 少年課長は、規則第2条第8号に掲げる少年について、継続的支援が特に必要と認められる少年を本通達の支援対象少年（以下「対象少年」という。）として指定するものとする。

対象少年の指定に当たり、警察署長等から連絡のあった被害少年については、被害の内容、精神的打撃の程度、年齢、生活、家族の状況等のほか、警察の支援を受ける意思及び保護者の同意（当該少年が特定少年（規則第2条第2号に掲げる特定少年をいう。）である場合は、本人の同意。以下同じ。）等について、継続的支援の必要性を判断するため、調査を行う必要があることから、当該被害少年及びその保護者（加害者が保護者である場合には、当該保護者以外の被害少年を現に監護する者）に対し、必要に応じ、少年サポートセンターの実施担当者による面接又は電話により、調査を実施しておくものとする。

なお、面接による調査を行う場合には、少年サポートセンターの実施担当者のほか、必要に応じ、被害少年の連絡を行った警察署等の事件担当捜査員、少年相談対応者等を同席させるなど、被害少年の不安を解消させるよう努めるものとする。

- (2) 少年課長は、被害少年の連絡を行った警察署長等に対し、対象少年としての指定の有無について遅滞なく連絡するものとする。

### 3 継続的支援の実施要領

- (1) 継続的支援は、原則として、少年サポートセンターにおいて、少年課長の管理の下に行うものとする。

なお、離島及び遠隔地に居住する対象少年については、少年課長の管理の下、管轄警察署の警察官が少年サポートセンターの少年育成支援官と連携しながら必要な措置を執るものとする。

- (2) 少年課長は、個々の対象少年に係る継続的支援について、対象少年の被害状況等を総合的に勘案するとともに、次の事項に配意し、その開始及び終了の時期、実施計画、実施担当者その他必要な事項を定めるものとする。この場合において、少年課長は、必要に応じ部外専門家の意見を聴くものとする。

ア 連絡対象事件の対象少年については、被害の形態等によっては、精神的被害の回復・軽減に向けて、中長期的にわたり、対象少年に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要となることを踏まえ、対象少年の状況に応じ、犯罪被害者支援部門と連携した組織的かつ効果的な活動に配慮するとともに、対象少年の意向を把握し、その保護者の同意を得た上で、被害直後の早い段階から関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介

にも留意するものとする。

イ 福祉犯被害に係る対象少年に対しては、訓令第20条に掲げる継続補導対象の少年又は「非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）」（令和4年7月1日付け少発第273号）により選定する連絡対象少年と重複する場合があることも配慮しつつ、対象少年が再び被害に遭うことを防止する必要があることから、保護者や学校関係者等と協力するなどして、個々の対象少年の特性に応じた支援に努めるものとする。

ウ 上記連絡対象事件・福祉犯以外の犯罪、犯罪行為には当たらない児童虐待や学校におけるいじめ等の被害を受けた対象少年については、事案の形態や対象少年の特性等により支援の在り方が異なることから、個々の事案に応じて児童相談所、学校、市町等と緊密に連携を図るとともに、必要に応じ、専門的かつ中長期的な支援を行う適切な機関・支援団体への紹介にも留意するものとする。

(3) 警察署長は、少年サポートセンターによる継続的支援の実施に当たり、必要に応じて、カウンセリングや環境調整等の場所の確保、地域のボランティアへの連絡・調整等の対応について配慮するものとする。

(4) 継続的支援の実施担当者は、原則、少年課長が少年サポートセンターの少年育成支援官のうちから、個々の対象少年ごとに適任者を選任するものとする。

なお、担当者の選任に当たっては、対象少年の特性に配慮するとともに、対象少年が女子の場合には、必ず女性警察職員を充てること。この場合において、補助者を男性警察職員から選任する場合には、必要性を十分に審査し、生活安全部長の了承を得るものとする。

(5) 実施担当者は、継続的支援に係るカウンセリングの事前検討結果を「継続的支援計画書」（様式第2）に、実施結果、支援活動の実施状況等を「継続的支援実施簿」（様式第3）により、その都度少年課長に報告するとともに、「三重県少年警察活動に関する訓令の解釈・運用等について（通達）」（令和4年7月1日付け少発第268号）21(2)に規定する「少年事案処理簿」（様式第5）により記録化するものとする。

なお、少年課長は、被害少年の連絡を行った警察署長等に対し、指定した当該対象少年の支援状況等について遅滞なく連絡するものとする。

#### 4 継続的支援の実施に関する配慮事項

(1) 信頼関係の構築

実施担当者は、対象少年やその保護者等のニーズを把握するとともに、対象少

年の立場に立って考え、行動することにより、対象少年や保護者との信頼関係を築くよう努めること。

(2) 面接上の配慮

面接に当たっては、少年が心身ともに成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと等の少年の心理その他の特性を十分認識するとともに、よき理解者として「聴く耳」を提供することを基本とし、被害少年の話をまずはそのまま受け止めるよう努めること。また、継続的支援は、参考人としての事情聴取その他の犯罪捜査等に係る措置とはその目的や少年に接する際の留意事項等が異なることに留意すること。

(3) 個別事情への配慮

対象少年に係る犯罪被害等の態様は様々であることを認識した上で、個々の対象少年の被害状況、性格、周囲の環境等を深く洞察し、その個別の事情に応じた継続的支援を実施すること。

(4) 実施担当者への組織的支援

少年課長は、継続的支援が短期的に成果を得ることが困難で、かつ、専門的な知識・技能を必要とする活動であることなどから、実施担当者に相当の精神的な負担があること等に留意し、実施担当者の活動を組織として支援すること。

(5) 関係機関・団体との連携

継続的支援に当たっては、対象少年に応じ、保護者の同意を得た上で、学校その他の関係機関と緊密に連携するとともに、平素から、児童相談所、少年鑑別所、カウンセリング専門機関、医療機関等との更なるネットワークの構築に努め、専門家の知識・技能を結集した継続的支援を行うことができるよう配慮すること。また、発達障害の認められる特別な支援が必要な対象少年に対する継続的支援を行う場合には、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づき、発達障害支援センター等関係機関・団体との有機的連携の下で必要な協力体制の整備を図るとともに、保護者の同意を得た上で、関係機関等への紹介を行うなど、対象少年の状況に応じた適切な支援を行うこと。

(6) 教養等の拡充

少年課長は、継続的支援に関わる警察職員の専門的な知識・技能の向上を図るため、学校教養、職場教養及び研修会の計画的な実施に努めるとともに、専門性を有するカウンセリングに必要な資格取得に向け、部外の研修会、認定試験等への参加促進等にも配慮すること。

5 ボランティアとの連携

継続的支援は、少年警察ボランティアを始めとする地域のボランティア（以下「ボランティア」という。）と連携することにより、より効果的な活動となる場合も多いことから、対象少年の状況に応じ、保護者の同意を得た上で、ボランティアと連携した継続的支援を推進するものとする。

なお、ボランティアが継続的支援を通じて知り得た対象少年に係る個人情報等を他人に漏らすことがないように、その保密の徹底を図ること。

様式第1

被害少年発見報告書

所属長	次長 副署長	課長補佐 佐長	係長	主任・係
少年	(ふりがな) 氏名	(男・女)		
	生年月日	年 月 日 ( 歳)		
	住居	電話 ( ) 局 番		
	学校	学校名	在学中 中退 ( 年 組) 卒業	
	職業	会社名 所在地	電話 ( ) 局 番	
保護者	氏名 続柄 職業	( 歳)		
	住居	電話 ( ) 局 番		
少年の健全な育成を阻害した加害行為の概要				
少年の被害状況				
継続的支援に対する本人及び保護者の意見				
報告者	年 月 日 課 係 官職 氏名			

【少年課】 年 月 日

少年課長の意見	上記少年を、継続的支援対象少年として 指定する。 指定しない。
---------	---------------------------------------

継続的な支援実施担当者	_____少年サポートセンター 少年育成支援官 氏名_____を実施担当者とする。
-------------	--

様式第2

継続的支援計画書

課 長 署 長	センター長	副センター長 課長補佐 課長・主幹	係 長	主任・係	作成年月日	年 月 日
	次 副 署 長				実施担当者	所属 官職 氏名
対象少年		ふりがな 氏 名	(男・女)			
		生年月日	年 月 日	生 ( 歳)		
		学 職				
事案概要						
家庭・生活の 状 況						
対象少年の 精神的打撃の 程 度						
保護者の同意						
加害者の処分 状況(予定)						
開 始 日		年 月 日				
実 施 事 項	<input type="checkbox"/> カウンセリング〔方法等〕					
	<input type="checkbox"/> 学校・勤務先への連絡〔担当者名〕					
	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携(医療機関・児童相談所・女性相談所・その他)					
	〔機関名 担当者名〕					
終了予定時期 及びその理由		<input type="checkbox"/> その他				

